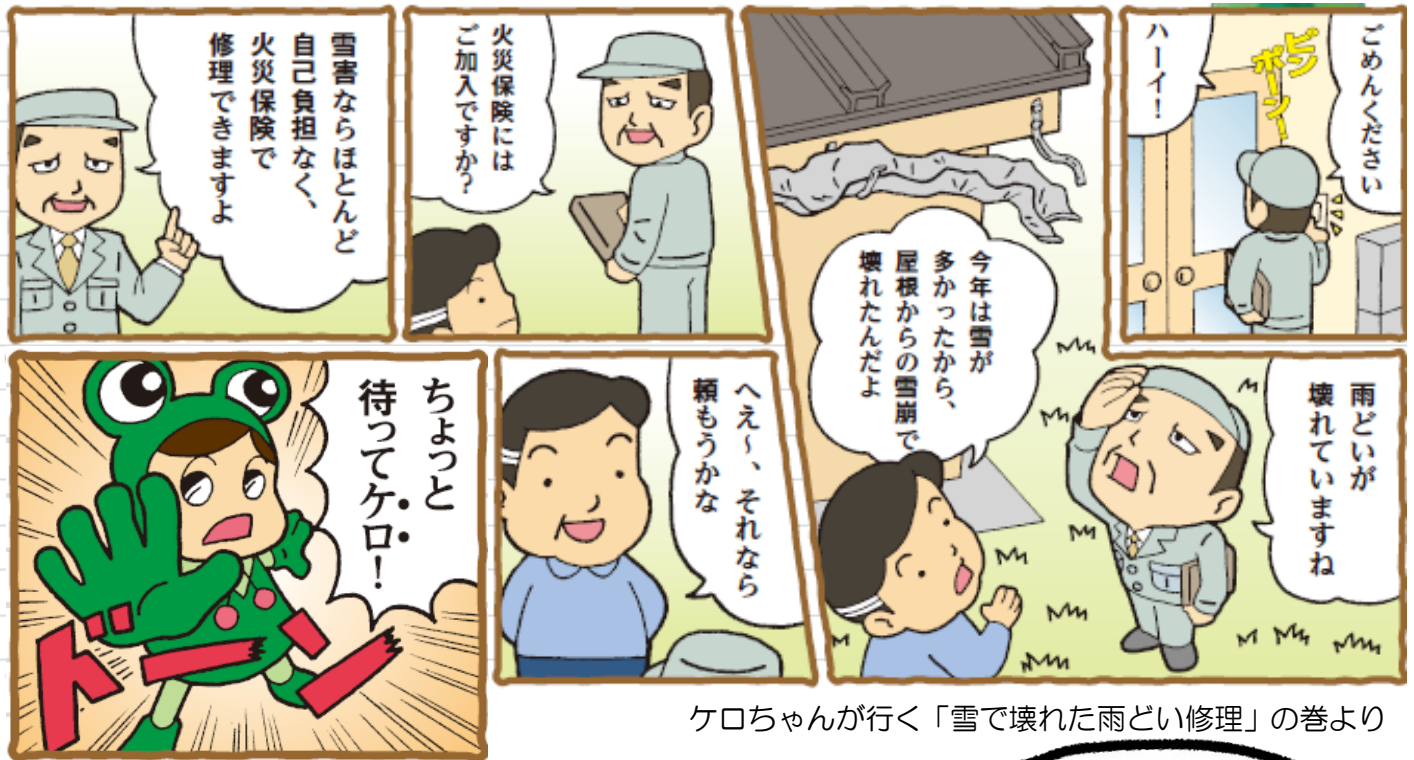


火災保険を使えば無料で自宅を修理？

契約は慎重に！高額なサポート料金を請求されることも！？



ワンポイント アドバイス!

- 注① 保険の申請は加入者が行うことが基本です。
突然訪問してきたは家に入れないようにしましょう。
- 注② 契約は簡単には解消できません。契約前に家族や消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 注③ 契約する際は、契約内容をしっかり確認しましょう。契約内容に不安を感じたら、時間をおいて考えことも大切です。

クーリング・オフできる場合もあるケロ。
早めに相談してケロ!



おかしいな、困ったなと思ったら、
相談先：消費者ホットライン **188 (いやや!)** (局番無し3ケタ)
最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう!